

65歳以上のかたへ

令和2年度介護保険料

介護保険料は前年の所得などに応じて個人ごとに決まります。介護保険制度は支え合いの制度であり、皆さんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、誰もが安心してサービスを利用できるよう保険料の納付をお願いします。

○普通徴収(納付書)

次に該当するかたは、銀行などの窓口払いまたは口座振替で保険料を納付します。

- ・年金の年額が18万円未満のかた
- ・年の途中で65歳を迎えたかた
- ・転入されたかた など

普通徴収の納期限は次のとおりです。
期限までの納付をお願いします。

第1期	第2期	第3期
7月31日(金)	9月30日(水)	11月30日(月)
第4期	第5期	
2月1日(月)	3月31日(水)	

○特別徴収(年金からの引き落とし)

年金の年額が18万円以上のかたは、年金から徴収します。

○保険料の計算方法について

段階	対象者	保険料年額	算定方法
第1段階	本人が生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税のかた。世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた。	19,800円 (軽減前24,750円)	基準額×0.3
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下のかた。	33,000円 (軽減前41,250円)	基準額×0.5
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超えるかた。	46,200円 (軽減前47,850円)	基準額×0.7
第4段階	世帯内に住民税課税者がいて、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた。	59,400円	基準額×0.9
第5段階	世帯に住民税課税者がいて、本人の課税年金収入など80万円を超えるかた。	66,000円(基準額)	
第6段階	本人が合計所得金額120万円未満のかた。	79,200円	基準額×1.2
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上190万円未満のかた。	85,800円	基準額×1.3
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額190万円以上290万円未満のかた。	99,000円	基準額×1.5
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額290万円以上のかた。	112,200円	基準額×1.7

※消費税率10%引上げに伴い、所得段階第1段階～第3段階の保険料負担の軽減を行います。

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233